

5 産労農水第 992 号

令和 5 年 9 月 1 日

神奈川県内水面漁場管理委員会長 殿

東京都知事 小池 百合子
(公 印 省 略)

東京都内水面における第 5 種共同漁業権遊漁規則の認可について

令和 5 年 7 月 27 日付内管委第 1023 号をもって答申のあったことについて、
別紙のとおり認可したので通知します。



内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則
多摩川漁業協同組合・川崎河川漁業協同組合

(目的)

第1条 この規則は、多摩川漁業協同組合と川崎河川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい（マルタウグイを含む）、おいかわ及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関する必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合は1頭によりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う場合は、手釣、竿釣又は投網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

2 前項に掲げる漁具・漁法であっても、あゆのころがし（鮎ルアーの利用を含む）を除き、俗称 ひっかけ又はさくりに類似する方法で遊漁してはならない。※但し、鮎ルアー使用については、友釣り用イカリ針と三本チラシ針はミノーから10センチ以内とする。

3 手釣、竿釣により遊漁する場合は、道具は2本以内とする。

4 遊漁に使用する投網の目合は、15cmにつき13節以下とし、網の全長は6m以下でなければならぬ。

(遊漁時間)

第4条 漁業権漁場区域内においては、危険防止又は漁場取締上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第5条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、下表に掲げる魚種別、漁法別の遊漁期間以外は、遊漁してはならない。

魚種別	漁法別	遊漁期間
あ ゆ	手釣・竿釣	組合が定め公示した日(以下「解禁日」という。)から12月31日まで。(但し、10月15日から11月30日までは除く。)
	投網	解禁日以後8日目から12月31日まで。(但し、10月15日から11月30日までは除く。)
こ い ふ な う ぐ い お い か わ う な ぎ	手釣・竿釣	1月1日から12月31日まで。
	投網	1月1日から12月31日まで。(但し、5月1日からあゆの解禁日以後7日間までは除く。)

2 前項の公表は、組合及び毎日新聞に掲示する。

(禁止区域)

第6条 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成した産卵場においては、遊漁者は遊漁してはならない。なお、組合は産卵場を造成した場合は、その旨が記載された標識により表示するものとする。

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ・ふな	全長 10cm以下
こい	全長 18cm以下
うなぎ	全長 26cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、下表のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

対象魚種	漁具 漁法	期間	遊漁料(消費税込)
あゆ・こい・ふな・うぐい(マルタウダイを含む)・おいかわ・うなぎ	手釣	1年	8,000円
	竿釣	1日	2,000円
あゆ・こい・ふな・うぐい(マルタウダイを含む)・おいかわ・うなぎ	手釣	1年	5,000円
	竿釣	1日	1,000円
ふな・うぐい(マルタウダイを含む)・おいかわ	手釣	1年	2,500円
	竿釣	1日	500円

- 2 遊漁料は次に掲げる場所において納付し、又は組合が別途指定する者に納付しなければならない。
ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- (1) 多摩川漁業協同組合 東京都府中市府中町2丁目25番地
(2) 川崎河川漁業協同組合 神奈川県川崎市高津区二子2-1-16
(3) 指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（年齢のみ）
(2) 承認期間
(3) 魚種
(4) 漁具・漁法
(5) 遊漁区域
(6) 遊漁料の額
(7) 注意事項
(8) その他参考となるべき事項
(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (1) 氏名
(2) 有効期間
(3) 注意事項
(4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の返戻しは、行わないものとする。

(附則)

- 1 この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。

5 産労農水第 99.2 号

住所 東京都府中市府中町二丁目25番地

名称 多摩川漁業協同組合

令和5年6月29日付けで申請のあった、内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則の制定については、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第5項の規定に基づき認可する。

令和5年9月1日

東京都知事

小池百合子

